

## 企業の設備投資などを支援

市では、企業の投資などに対し、さまざまな支援制度を用意しています。



- 制度ごとに対象業種や要件などが異なりますので、計画段階でご相談ください。
- 設備投資に対する優遇制度
- 市内産業団地などの用地取得に対する補助
- 直江津港を利用した輸出・輸入コンテナ貨物に対する補助

産業立地課

(☎) 025・520・573(6)

詳しくは



## 6次産業化支援事業補助金

地域資源を生かした農林水産加工に取り組む農林漁業者などの皆さんに対し、新規または規模拡大のための機器・設備導入や施設改修に必要な経費の一部を補助します。

申 農 村 振 興

課 (☎) 025・

520・57

51)

詳しくは



## 新たに地産地消推進の店を認定しました

市の地産地消を推進するため、「上越市地産地消推進の店」として、新たに10店舗を認定しました。

認定店では、旬の上越産品やそれらを使った料理・商品を提供していますので、是非ご利用ください。

所 地 産 地 消 推 進 の 店 10 店 舗

農 政 課 (☎) 025・520・574(7)

詳しくは



## 水の事故に注意

これから  
の時期は、  
海や川、湖  
などへ出掛  
ける人が多  
くなり、水  
による事故  
が心配され  
ます。水の事故に十分注意し  
ましょう。



## ●水の事故を防ぐポイント

- ・ 子どもから目を離さない
- ・ 海・川・湖などで遊ぶときは、ライフジャケットを着用する

- ・ 立入禁止区域に入らない
- ・ 危険な場所には近づかない
- ・ 気象情報に注意する

閩 危 機 管 理 課 (☎) 025・520・566(5)

## 山火事・たき火火災に注意

「山火事を 防ぐあなたの心がけ」

● 大きな火災につながり  
ます

例年、春

先から初夏にかけて野焼きの火が拡大するなど、林野の火災が発生しています。

この季節

は空気が乾燥し、風が吹くと、小さな火種でもあっという間に燃え広がってしまいます。

また、たき火は、煙害の原因となるほか、近所迷惑にもなります。たき火やたばこの投げ捨てはやめましょう。

閩 上 越 地 域 消 防 局 予 防 課 (☎)

025・5445・023(0)、

市 危 機 管 理 課 (☎) 025・520・566(7)



## 野外焼却(野焼き)は禁止されています

廃棄物の野外焼却(いわゆる野焼き)は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で、原則禁止とされています。野焼きは、環境被害をもたらすとされるダイオキシン類の発生につながるだけでなく、火災の発生や煙害により地域の皆さんに迷惑が掛かるので、絶対にやめましょう。

違反した場合は、罰則(5年以下の懲役もしくは1千万円以下の罰金またはこの併科)が課されることがあります。

## ●禁止の例外となる野外焼却

- ・ 国、地方公共団体が施設管理のために行う必要な焼却
- ・ 災害予防、応急対策または復旧のために必要な焼却
- ・ 風俗慣習上または宗教上の行事のための焼却(どんど焼きなど)
- ・ 農林漁業のためのやむを得ない焼却(漁網に付いた海産物の焼却など)
- ・ 日常生活を営む上で通常行われる軽微な焼却(たき火やキャンプファイヤーを行う際の木くずの焼却など)

閩 生 活 環 境 課 (☎) 025・520・569(0)

26・5111、内線1020・4115)

## 光化学スモッグに注意

大気汚染物質が強い紫外線を受ける  
と、化学反応を起こし「光化学オキシダント」に変質します。気象条件によっては白くもやがかかったような状態になり、これを「光化学スモッグ」といいます。



光化学オキシダントは春から夏にかけて高濃度になることが多く、健康に影響が出る恐れがある場合、県から注意報が発令されるとともに防災行政無線、安全メール、市ホームページなどでお知らせします。

注意報が発令されても直ちに健康被害が発生するものではありませんが、屋外での運動を控え、目や喉に痛みなどの症状が現れた場合は、水道水で洗眼やうがいをし、室内で安静にしてください。

閩 環 境 保 全 課 (☎) 025・520・569(0)